

「高砂火力発電所 1 号機の付帯設備設置の工事計画に係る電気事業法第 48 条第 1 項届出不備」
に関する報告他について

高砂火力発電所（兵庫県高砂市、認可出力 50 万 kW）1 号機の付帯設備である^{※1}グランドコンデンサファン更新工事（平成 21 年 2 月工事開始、平成 21 年 8 月竣工予定）について、同付帯設備（送風機 2 台）が^{※2}電気事業法第 48 条第 1 項に定める届出対象に該当するにもかかわらず、同法に基づく届出をしていなかったことが判明し、平成 21 年 7 月 2 日に原子力安全・保安院に報告致しました。

本件につきまして平成 21 年 7 月 8 日付けで経済産業大臣より^{※3}電気事業法第 106 条第 3 項に基づき、原因究明および再発防止対策についての報告の指示がなされ、本日、経済産業大臣に対し報告書を提出いたしました。

また、佐久間周波数変換所（静岡県浜松市、認可出力 30 万 kW）においても同様な設備（送風機 5 台）の届出をしていなかったことが判明したことから、併せて報告いたしました。

当社としましては、今回の事態を真摯に反省しお詫び申し上げますとともに、これまで取り組んできている発電設備総点検後の再発防止対策アクション・プログラムに加え、今回の事案を踏まえた再発防止対策を確実に実施していくとともに、一層のコンプライアンスの強化と継続的な改善に取り組んでまいります。

※1 グランドコンデンサファン：蒸気タービンの軸受系統付属ファンです。

※2 電気事業法第 48 条第 1 項：事業用電気工作物の設置または変更の工事であって、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出ることが規定されています。同法施行規則第 65 条第 1 項第 2 号により騒音規制法の適用となる特定施設（今回の送風機はこれに該当します。）の設置工事は届出が必要です。

※3 電気事業法第 106 条第 3 項：経済産業大臣は、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる旨規定されています。

【報告概要】

1. 事 案

◇高砂火力発電所 1 号機におけるグランドコンデンサファン（送風機）の設置に係る届出不備

◇佐久間周波数変換所における空調設備用送風機の設置に係る届出不備

2. 原 因

◇電気事業法第 48 条第 1 項・同法施行規則第 65 条及び別表 4 に関する解釈について社内での周知が不十分であったこと。

◇工事着手前における法令届出要否に関する確認の仕組みが不十分であったこと。

3. 再発防止対策

これまで実施している再発防止対策を引き続き徹底していくとともに、以下の対策を追加実施し、対策の改善・強化を図ります。

(1) 法令解釈等の周知方法強化

行政から示された法令解釈については、工事関係者への周知徹底とともにデータベースによる全社的な情報共有化を図ります。また、各機関での周知状況の確認を行います。

(2) 業務フローの見直し

工事計画段階における法令届出要否の確認に加え、月間工事計画に基づき、工事着手の前月までに個別工事件名の工事内容・法令届出要否の確認を行うことを業務フローに追加します。

(3) 電気事業法に関する研修の充実

法令研修を継続的に実施していくとともに、事例研修・人材育成等に取り組んでまいります。

以 上